

國立政治大學九十七學年度研究所**博士**班入學考試命題紙

第1頁，共2頁

考試科目	英語	所別	法科	考試時間	3月15日	星期六
------	----	----	----	------	-------	-----

一、請將以下短文及法規翻譯成中文（每小題 10%，合計 50%）

- ネット事情に詳しいジャーナリストの井上トシユキさんは「もともとネットユーザーの世界には、市民が連携して不正を暴こうという意識があつたが、最近はストレスのはけ口のような印象だ」と警告する。
- 租税特措法改正案が年度内に成立しないと、ガソリン価格は大幅に下がる。だが、その後に法案が成立すれば元の価格に戻る。そんなことになれば、国民生活は大きく混乱しかねない。自治体の財政運営も支障をきたすだろう。
- 公共工事では昨春、国土交通省の発注工事について、暴力団の介入を受けた際は、受注業者に警察への通報と国交省への報告を義務づける制度ができた。怠った場合は入札に参加させない。自治体でも導入されつつある。
- 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。
- 傍受令状は、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者（会社その他の法人又は団体にあっては、その役職員。以下同じ。）又はこれに代わるべき者に示さなければならない。ただし、被疑事實の要旨については、この限りでない。

二、請將以下文章翻譯成中文（20%）

教育基本法の改正案は、参院での審議が大詰めを迎えた。政府・与党は週内の成立をめざしている。教育基本法は、未来を担う子どもたちを育てる理念や原則を定める重要な法律だ。全文を書き換える今回の改正では、条文を十分吟味し、審議を尽くさなければならない。ところが、たくさんの疑問が残っている。47年制定の現行法も改正案も、「教育の目的」には「人格の完成」や「国家及び社会の形成者」などの言葉が並んでいる。改正案が違うのは、「教育の目標」が設けられ、「愛国心」や「伝統と文化の尊重」など20余りの徳目が盛り込まれたことだ。国を愛するのは自然な気持ちである。改正案には「他国を尊重する」という文言も入っている。とはいえ、法律で定めれば、「このように国を愛せ」と画一的に教えることにならないか。私たちは、そう指摘してきた。

備 考	試題隨卷繳交
命題委員：	(簽章) 97年 3月 日

命題紙使用說明：1. 試題將用原件印製，敬請使用黑色墨水正楷書寫或打字（紅色不能製版請勿使用）。
2. 書寫時請勿超出格外，以免印製不清。
3. 試題由郵寄遞者請以掛號寄出，以免遺失而示慎重。

國立政治大學九十七學年度研究所**博士**班入學考試命題紙

第一頁・共2頁

考試科目	寫真	所別	法科	考試時間	9月15日 第二節
------	----	----	----	------	-----------

とりわけ心配なのは、愛国心を成績で評価することになるのではないか、ということだ。小泉前首相は先の国会で愛国心の評価については「必要ない」と述べた。しかし、安倍首相は、日本の伝統や文化を学ぶ姿勢や態度を評価対象とする考えを示した。これでは教室で愛国心を競わせることになりかねない。

三、請將以下判決要旨翻譯成中文 (30%)

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。しかしながら、地方公共団体の長は、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができるものとされている（地方自治法施行令171条の5第3号）。

これを本件についてみると、前記事実関係等の下において、上告人ら主張のとおりにはみ出し自動販売機の占用料相当額を算定するとしても、その金額は、占用部分が1台当たり1m²とすれば、1か月当たり約1683円にすぎず、他方、はみ出し自動販売機は當時約3万6000台もあったというのであるから、東京都が、はみ出し自動販売機全体について考慮する必要がある中において、1台ごとに債務者を特定して債権額を算定することには多くの労力と多額の費用とを要するものであったとして、本件について、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認めたことを違法であるということはできない。また、はみ出し自動販売機に係る最大の課題は、それを放置することにより通行の妨害となるなど望ましくない状況を解消するためこれを撤去させるべきであるということにあったのであるから、対価を徴収することよりも、はみ出し自動販売機の撤去という抜本的解決を図ることを優先した東京都の判断は、十分に首肯することができる。そして、商品製造業者が、東京都に協力をし、撤去費用の負担をすることによって、はみ出し自動販売機の撤去という目的が達成されたのであるから、そのような事情の下では、東京都が更に撤去前の占用料相当額の金員を商品製造業者から取り立てることは著しく不適当であると判断したとしても、それを違法であるということはできない。

以上によれば、本件の事実関係の下では、東京都が被上告人らに対して前記損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を行使しなかったからといって、これを違法ということはできない。これと同旨の原審の判断は正当として是認することができ、論旨は採用することができない。なお、その余の請求に関する上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却することとする。

備 考 試題隨卷繳交

命題委員：

(簽章) タク年 ノ月 ノ日

命題紙使用説明：1. 試題將用原件印製，敬請使用黑色墨水正楷書寫或打字（紅色不能製版請勿使用）。
2. 書寫時請勿超出格外，以免印製不清。
3. 試題由郵寄送者請以掛號寄出，以免遺失而示誤。